

要援護者見守り支援事業にご協力を

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して

近年、集中豪雨や竜巻による風水害、東日本大震災などの大規模地震などにより、全国各地で大きな被害が発生しています。また、こうした自然災害では、特に高齢者や障がい者の方々の被災が目立っています。そこで、市では、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの「要援護者」が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう災害発生時などへの要援護者見守り支援の取り組みを行います。

また、平常時においては、声掛け運動などを通じて、地域ぐるみの見守り支援を行っていただきます。

登録申請を受け付けています

◆対象者

- ① 高齢者（65歳以上の方）
- ひとり暮らし
- 高齢者のみの世帯
- 日中・夜間独居世帯
- 要介護3以上（要介護3、5の方）

◆申請書記入上の注意

要援護者となる方は、地域の支援者や関係機関に対し、要援護者本人の個人情報を提供することの同意が必要です。また、申請書に記載した個人情報を関係機関に開示することについて、緊急連絡先および支援者になる方から、あらかじめ同意を得てください。※支援者の欄には、近所の方や日ごろから交流のある方などを記入していただきますが、あらかじめ支援者として登録することについては、その方に同意を得てください。

要援護者見守り支援事業とは

近隣住民、区長、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織の方々など、地域の皆さんにご協力をいただきながら「地域での見守り体制」をつくる取り組みです。

地域の皆さんに、要援護者を支える支援者となつていただき、災害が発生した際には安否確認や避難誘導などのお手伝いをしていただきます。

◆申請方法

- 難病患者
- 障害支援区分3以上（障害支援区分3、6の方）
- ③ 状況によって手助けが必要となる方
- 妊産婦、乳幼児、児童、外国人など
- ④ その他援護を必要とする方

地域の皆さんへお願い

この事業は、地域の皆さんの善意と協力によって成り立つ

つものです。災害発生時に支援を強制するものではありませんが、要援護者の近所に住まいの方は、支援者になつていただくなど「要援護者見守り支援事業」へのご協力を願います。

◆支援者とは

災害発生時または災害の発生が予測されるときに安否の確認や避難の手助けを行うなど、要援護者の支援を行うていただく方です。

※避難誘導等に関して責任や義務を負うものでもありません。

既に登録いただいている皆さんへ

区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の方が訪問し、支援内容や支援者等の未記入部分、変更等の確認をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

名簿（台帳）の作成が法律上義務化されました

「災害対策基本法」が改正され、全ての自治体で高齢者や障がい者など災害発生時に避難に配慮を要する方々の名簿（台帳）を作成することが義務化されました。

また、本人から同意を得て名簿に掲載している方については、警察、消防、民生委員・児童委員といった関係者にあらかじめ情報提供することや名簿の作成に際し、必要な個人情報を利用できることが法律によって定められました。

孤独死を未然に防ぐために

地域には一人が高齢者や障がいのある方を介護したり、子育てに悩んだり、生活に困っていたりと、さまざまな状況の方がいます。こうしたときに、気付き、手を差し伸べることができるとも「人」であり、「地域の力」です。孤独死に至る前に、ちょっとした変化に気づき、声をかけたり、相談先や支援機関に伝えたりすることが「命」を救うことにつながります。

地域の気付きを市などの相談窓口につなぎ、救える「命」をともに守っていきましょう。

問合せ・提出先 社会福祉課 社会福祉係（内線3221）
／各総合支所福祉課（菖蒲・内線106／栗橋・内線237／鷺宮・内線161）